「航空法施行規則の一部を改正する省令」及び「航空法施行規則第百九十 一条の二第一項各号に掲げる航行を行う航空機に装備しなければならない 装置及びその数量を定める告示の一部を改正する告示」について

> 平成 1 9 年 4 月 航 空 局

## 1. 背景

国際民間航空機関(ICAO)に設置された「次世代航空システム特別委員会(FANS委員会)」は、全世界的規模の将来の航法システム概念をFANS構想として1988年に取りまとめた。FANS構想では、航法について、衛星ベースの全地球的航法衛星システムへ移行すべきことが勧告されており、我が国においては静止衛星型衛星航法補強システム(SBAS)の整備を順次進めてきたところである。

また、高い航法能力を有する航空機の増加を背景として、柔軟な飛行経路設定を可能とする広域航法の導入が進められているところであるが、ICAOにおける技術基準の整備等に応じ、欧米諸国においては、更なる空域容量の拡大を図ることが可能な、一定の航法能力を有する航空機の航行を前提とする航法精度を指定した広域航法(以下単に「RNAV」という。)が行われるようになってきている。

このような航行方法に関する近年の世界的情勢を踏まえ、今般、RNAVの導入その他の我が国の航行方法に関する規定の整備を行う必要があることから、航空法施行規則 (昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)及び関係告示について所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

## (1) RNAV関係

- ① 国土交通大臣の許可を受けなければ行ってはならない特別な方式による航行と してRNAVによる飛行を追加する。 (第191条の2関係)
- ② 現行規則第147条の3の規定により、特別な方式による航行を行う航空機には、航行の区分ごとに、航空機の航行の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める装置であって、告示で定める数量以上のものを装備しなければならないこととされているところ、RNAVによる飛行については、航空機に装備しなければならない装置として、飛行するための経路に応じて指定された航法精度を維持することを可能とするための広域航法システム(慣性航法装置、衛星航法装置、機上DME装置又はVOR受信装置を含む。)を、1(国土交通大臣が指定する飛行にあっては2)装備しなければならないこととする。

(告示関係)

- ③ RNAVによる飛行を行う航空機については、広域航法システムを利用することにより、必ずしも航空機の位置及び進路を常に適切に把握するための方向探知器、VOR受信装置等の航法装置を利用しなくとも、航空機の位置及び針路を把握することができることから、RNAVによる飛行を行う場合については、これらの航法装置の装備義務の適用を除外することとする。 (規則第145条関係)
- 4 VOR、DME等の航空保安無線施設にSBASを追加する。

(規則第97条関係)

⑤ 航空機に装備することにより、航空士を乗り組ませなくとも長距離洋上飛行等 を行うことが認められる航法装置として、衛星航法装置を追加する。

(規則第157条の2関係)

- (2) その他
- (2) -1 飛行場附近の航行方法関係
  - ① 最新の国際基準に準拠して、計器飛行方式により着陸しようとする航空機が着陸のための進入を継続してはならない場合として、進入限界高度よりも高い高度の特定の地点を通過する時点において飛行場における気象状態が当該飛行場への着陸のための進入を継続することができる最低の気象条件未満であるとき及び進入限界高度以下の高度において目視物標を引き続き視認かつ識別することによる当該航空機の位置の確認ができなくなったときと規定する。

(規則第189条関係)

② ①の改正に伴い、国土交通大臣が提供する航空情報の内容として、進入限界高度よりも高い高度の特定の地点及び目視物標を追加する。

(規則第209条の2関係)

- (2) -2 通信機の故障の場合の航行関係
  - ① 通信機が故障した場合の航行方法については、計器飛行方式により飛行する航空機に限定して定めていたところ、管制方式及び航行方法が多様化したことを踏まえ、国際基準に準拠し、有視界飛行方式により飛行する航空機の対象への追加、計器気象状態における目的地上空までの飛行方法、その他通信機が故障した場合の航行方法の明確化及び適正化を図る。

(規則第206条関係)

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布:6月上旬 施 行:8月2日